

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年11月7日(水)午後3時から午後5時まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター第3会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番	林喜太郎	委員	2番	及川正義	委員
3番	金杉勝城	委員	4番	布施陽子	委員
5番	高品文敬	委員	6番	椎名寛	委員
7番	布施行雄	委員	8番	小林須美子	委員
9番	太田憲一	委員	10番	大木武一	委員
11番	鈴木茂	委員	12番	佐藤正剛	委員
13番	石田利之	委員	14番	安藤幸春	委員
15番	穴澤久男	委員	16番	伊藤栄治	委員
17番	渡邊弘仁	委員			

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

18番	伊藤輝夫	委員	19番	秋山菊次	委員
20番	布施利雄	委員	21番	加瀬安男	委員
22番	並木昭男	委員	23番	鎌形豊	委員
24番	山崎幸治	委員	25番	塚本繁雄	委員
26番	木原正勝	委員	27番	江波戸和男	委員
29番	石橋誠	委員			

4 欠席委員 (1名)

28番 八木正雄 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 平成30年度第5次農用地利用集積計画(案)について

(別冊)

議案第2号 平成30年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について

(別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 14件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 5件

議案第5号 農地買受適格証明願について 4件

議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について (別冊)

報告事項	(1)農地法第18条第6項の規定による通知について	4件
	(2)利用権の中途解約に係る通知について	2件
その他		

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名
(市産業振興課) 職員 2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成30年11月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いいたします。

議長 本日、出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、
総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名に
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、9番太田憲一委員、10番大木武一委員を指
名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「平成30年度第5次農用地利用集
積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る
11月5日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告につ
いて、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

14番 本件につきましては、去る11月5日、午後2時より、市民ふれあいセ
ンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容

につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成30年10月31日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成30年度第5次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われ
ます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく
お願いいたします。

議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明
をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進
法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「平成30年度第5次農用地利用集積計画(案)について」、質
疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「平成30年度第5次農用地利用集
積計画(案)について」の採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求
めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「平成30年度第4次農用地利用配分計画案に係る意
見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る11
月5日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、

農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

14番 本件につきましては、去る11月5日、午後2時より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、平成30年9月29日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成30年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま
す。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。なお、本案には、石田利之委員と江波戸和男委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、番号8番と13番について、審議・採決いたします。石田利之委員は退席をお願いします。

(石田利之委員 退席)

議長 石田利之委員が退席しましたので、番号8番と13番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の番号8番と13番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号8番と13番の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「平成30年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定

ついて」の番号８番と１３番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 御異議ないものと認め、議案第２号「平成３０年度第４次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号８番と１３番について、採決に入ります。

番号８番と１３番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

（石田利之委員 着席）

議 長 石田利之委員が着席しましたので、引き続き、「平成３０年度第４次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」、を議題といたします。

次に、番号９番について、審議・採決いたします。江波戸和男委員は退席をお願いします。

（江波戸和男委員 退席）

議 長 江波戸和男委員が退席しましたので、番号９番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第２号の番号９番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号９番の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第４項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 議案第2号「平成30年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号9番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「平成30年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号9番について、採決に入ります。
番号9番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(江波戸和男委員 着席)

議 長 江波戸和男委員が着席しましたので、引き続き、「平成30年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」、を議題といたします。
番号8番、9番及び13番を除いて、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号8番、9番及び13番を除き、内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「平成30年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号8番、9番及び13番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「平成30年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号8番、9番及び13番を除き、採決に入ります。

議案第2号について、番号8番、9番及び13番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号の番号1番から5番まで、7番から9番まで及び14番は、所有権移転に関する件であります。番号6番及び10番から13番までは、利用権設定に関する件であります。

【議案第3号、番号1番から14番までを議案書を基に朗読】

番号1番から14番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

7番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

13番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

1番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

3番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

1 4 番 番号6番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。
番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。
番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

1 5 番 番号9番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

2 番 番号10番から13までの譲受人は同一です。譲受人は新たに農地を借
り受け農業経営を行うものです。習得している農業技術からみても問題な
いと思われま

す。
番号14番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ
いませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申
請について」、採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求
めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第4号、番号1番から5番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、10台分の駐車場用地として、畑681㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、専用住宅用地として畑1,877㎡の内498.27㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番と4番の譲り受け人は同一です。申請地を専用住宅用地として畑2筆計247㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、専用住宅用地として畑496㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5番 　番号1番について、譲受人は市内で運送・倉庫業を営んでいますが、事業拡大に伴い、申請地を駐車場として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

8番 　番号2番について、譲受人は市外の集合住宅で妻と子2人と生活しておりますが、子供の成長に伴い、譲受人の実家の近くにある申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号3番と4番について、譲受人は市外で生活しておりますが、老後の生活を考え、兄家族の生活する住宅に隣接する申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

2番 　番号5番について、譲受人夫婦と子2人は、譲受人の実家で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、妻の実家近くの申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。
なお、本件については、申請人が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨付帯決議するものです。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の議案書を御覧ください。

【議案第5号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

番号1番から4番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

1 4 番 番号1番と2番の申請者は同一です。申請者は意欲的に営農をしており、経営規模拡大を図るもので、労働力、通作距離などからみても問題ないと思われま

す。
番号3番と4番の申請者は同一です。申請者は意欲的に営農をしており、経営規模拡大を図るもので、労働力、通作距離などからみても問題ないと思われま

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見は

ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地買受適格証明願について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地買受適格証明願について」採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【別冊議案書に基づいて農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)の内容を説明】**

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」採決に入ります。

議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が4件、利用権の中途解約に係る通知が2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、
議案第1号 平成30年度第5次農用地利用集積計画(案)について (別冊)
議案第2号 平成30年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定
について (別冊)
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 14件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定につい
て 5件
議案第5号 農地買受適格証明願について 4件
議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について (別冊)
報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 4件
(2)利用権の中途解約に係る通知について 2件
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。
これをもちまして、平成30年11月7日匝瑳市農業委員会の定例総
会を閉会いたします。